

パブリック・コメントを実施するまでに修正等した事項

(1) 令和2年度第2回岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会におけるご意見及び回答

委員からの意見等	意見に関する担当課の取組及び計画・方針等	担当課
岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（仮称）素案について		
<p>再生可能エネルギー自給率の目標値は「岐阜県次世代エネルギービジョン」における数値を引用しているが、同ビジョンは平成28年に策定されたものである。それからもう数年経っていて、情勢も変わっている。もう少しこの数値は見直したほうがよいのではないか。（杉山委員）</p> <p>（事務局当日回答）</p> <p>1 再生可能エネルギー自給率の目標値について、改めて検討していく。（野々村会長ご意見）</p> <p>国のほうで、今から再生可能エネルギーについてどうやって普及していくか検討している。もう少ししたらその点もクリアになるので、それに則して再生可能エネルギー自給率の目標値など計画に反映してほしい。</p>	<p>国の第5次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえて目標値を設定するため、平成28年3月に策定された「岐阜県次世代エネルギービジョン」の目標値を暫定的に設定する。</p>	<p>環境管理課</p>
<p>2 p.39で2050年目標の排出量ゼロについて試算が強調されているが、この試算を実現するために強烈的な努力が必要な現状認識が示されていない。2050年目標にむけてきっちりやっていかなければならない、その中間に2030年目標がある。2030年目標値は2050年目標値と繋がった数値なのか。（原田委員）</p> <p>（事務局当日回答）</p> <p>2030年目標値は2050年目標値からのバックキャストによるものであり、紐づいた数値である。</p>	<p>資料1-3のp.39のとおり「これまで実施してきた地球温暖化の取組を大胆に強化し、各主体ができる限りの取組を実施することとしており、具体的には低炭素工業炉やエネファームなどの積極的な導入を促進することに加え、再生可能エネルギーを最大限導入し、CO₂フリー水素の商用化などの革新的技術を社会実装した場合、2050年度に温室効果ガスを2013年度比で少なくとも1,783万t-CO₂削減し、温室効果ガス排出を実質ゼロにすることができるという結果でした。ここから逆算した場合、2030年度には温室効果ガスを2013年度比で少なくとも501万t-CO₂(26%削減)削減（森林吸収量138万t-CO₂を加</p>	<p>環境管理課</p>

		<p>味して 33%削減) する必要があることがわかりました。また、より省エネルギーを徹底することで温室効果ガス排出実質ゼロの実現性が高まることがわかりました。この検討結果を踏まえて、2050年の目指すべき姿や中期目標、2030年度進捗管理目標、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策を策定しました。」とし、2050年に目指すべき姿である脱炭素社会ぎふの実現は、容易に達成できるものではなく、最大限の努力が必要であるという現状認識を示した計画(案)に修正した。</p>	
3	<p>5章に対策・施策が示されているが、これらを全部やったらその目標は達成されるのか。他の章の記載とあわせて実現できるようなイメージで記載をしていただきたい。(小山委員)</p> <p>(事務局当日回答)</p> <p>県として、現在実施している施策も含めて施策を実施することにより実現できると整理している。</p>	<p>県として、現在実施している施策のほかに、新たな施策を実施することにより実現できると整理している。計画全体の記載から2050年に目指すべき姿である脱炭素社会ぎふが実現できるイメージになるよう資料1-3のp.39において「2050年度に温室効果ガスを2013年度比で少なくとも1,783万t-CO₂削減し、温室効果ガス排出を実質ゼロにすることができるという結果でした。ここから逆算した場合、2030年度には温室効果ガスを2013年度比で少なくとも501万t-CO₂(26%削減)削減(森林吸収量138万t-CO₂を加味して33%削減)する必要があることがわかりました。この検討結果を踏まえて、2050年の目指すべき姿や中期目標、2030年度進捗管理目標、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策を策定しました。」と、資料1-3のp.43において「2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」を実現するという観点から、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で33%削減することを中期目標としています。この2030年度中期目標を達成するため、その具体的な内容を部門ごとに示します。」と記載した。</p>	環境管理課

4	<p>家庭部門の家庭1人あたりのエネルギー消費量が2030年度目標値で増えている。減らすのではないのか。(横井委員)</p> <p>(事務局当日回答)</p> <p>目標の根拠は、参考資料3のp.4で示しているが、目標として適切かどうかも含めて再度検討する。</p> <p>(館委員ご意見)</p> <p>1人あたりはあまり意味がない。将来人口は減るから。</p>	<p>2030年度進捗管理指標(案)においては、家庭では電気冷蔵庫や洗濯機など、世帯で使用する機器が多数あり、家庭1人あたりのエネルギー消費量よりも世帯あたりのエネルギー消費量の方がより適切であると考え、資料1-3のp.42のとおり世帯あたりのエネルギー消費量のみを2030年度進捗管理指標とした。</p>	環境管理課
5	<p>1人あたりとか世帯あたりの目標値だと、間違ったイメージを持たれかねない。我慢する生活を強いる訳ではない。使うエネルギーを再エネにするなど、エネルギー転換を図ることが大事である。(杉山委員)</p> <p>(事務局当日回答)</p> <p>省エネの方向性について検討する。</p>	<p>2050年に目指すべき姿である脱炭素社会ぎふの実現に向けて、家庭における省エネルギーの取組は重要であるため、目標としては残すが、脱炭素社会の実現は経済成長を促す手段の一つとしてみなされ始めていることを丁寧に説明していく。また、再生可能エネルギーへの転換も脱炭素社会ぎふの実現に向けて重要であるため、資料1-3のp.45、49、52、55のとおり「使用するエネルギー種を石油から天然ガスへ転換したり、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへ転換したりするなど、より温室効果ガス排出量の少ないエネルギー種へ転換、環境に配慮した太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を進める。」と、エネルギー転換の推進を具体的にわかりやすく計画に明記し、県の施策としても再生可能エネルギー電力の購入や太陽光発電システムの導入を促進していく。</p>	環境管理課
6	<p>エネルギー転換を進めてCO₂を減らすことが大事であるが、そのあたりの整理が出来ていない。市民にとってわかりやすく説明する必要がある。(小林委員)</p>	<p>エネルギー転換による温室効果ガスの削減について、県民向けパンフレットの作成などにより、県民にとってわかりやすく説明していく。</p>	環境管理課
7	<p>CO₂由来のエネルギーを減らして再生可能エネルギーを増やすなど、わかりやすい表現にしてはどうか。(野々村会長)</p> <p>(事務局当日回答)</p> <p>表現について検討する。</p>	<p>各主体による取組におけるエネルギーの転換、再生可能エネルギーの導入の項目の記載を、資料1-3のp.47、50のとおり「使用するエネルギー種を石油から天然ガスへ転換したり、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへ転換したりするなど、より温室効果ガス排出量の少ないエネルギー種へ転換を推進」とし、具体的にわかりやすい表現に変更した。</p>	環境管理課

8	<p>p. 46 で温室効果ガス排出削減計画書や削減実績報告書等の記載があるが、中小企業には事業活動に伴う排出量軽減を普及啓発させることも重要である。簡易的な診断オンラインシステム等による支援があってもよいのではないか。（原田委員）</p>	<p>資料1-3の p. 47、50 のとおり、「事業者ニーズにあった簡易的な診断システムなどの提供による支援の検討を行う。」旨を計画に記載した。</p>	<p>環境管理課</p>
9	<p>p. 46 の第5章の産業部門のイラストで「太陽光発電設備の導入」とあるが、「太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入」がよいのではないか。（野々村会長） （事務局当日回答） そのように修正する。</p>	<p>ご意見のとおり、資料1-3の p. 45 を「太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入」と修正した。</p>	<p>環境管理課</p>
10	<p>再生可能エネルギーに変えていくのであれば、再生可能エネルギーが進まない理由を明確にして支援すべきではないか。（小山委員）</p>	<p>地域への再生可能エネルギー普及にあたり、景観や防災等の観点に起因する地域住民等の事業に対する懸念により事業が進まないという課題があり、対策として、市町村、地域住民等の理解を深め、再生可能エネルギー普及の機運醸成を図ることについて、資料1-3の p. 47、51 のとおり「市町村及び地域住民等の再生可能エネルギーに対する理解と機運醸成を図り、地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する」、「地域住民等の生活環境や地域で保全しようとしている景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進する」と記載した。</p>	<p>環境管理課 新産業・エネルギー振興課</p>
11	<p>p. 69 以降で影響及びそれに対する適応策が示されているが、今後新しい情報が出てくるので、何に基づいて記載したかバックデータを確認、整理したほうがよい。（原田委員）</p>	<p>各項目における影響については、情報の根拠を整理した内部管理用資料を別途作成する。</p>	<p>環境管理課</p>
12	<p>自然生態系の分野について、岐阜県では森林が多く林業やバイオマス生産、水資源など多面的な保全が求められる。岐阜県にとって象徴的な高山植生ライチョウの保全も記載されているが、これに加えて、もっと身近な生態系も考慮すべきではないか。（村岡委員）</p>	<p>身近な生態系の保全として、資料1-3の p. 78 のとおり、野生鳥獣による影響の小項目を追加し、ニホンジカ、イノシシによる影響を農業・林業・水産業の分野の林業の項目から自然生態系の分野の陸域生態系の項目に移した。 なお、森林には様々な機能があることから、自然生態系分野のみならず、林業、水資源の分野においても森林保全に関する適応策を記載している。</p>	<p>環境企画課 環境管理課</p>

		また、私達の身近に生息する動植物を含めた、県内に生息する絶滅のおそれのある動植物の調査を実施し、その現状や保護の必要性について生物多様性シンポジウム等などにより普及啓発を行う。	
13	自然災害の分野に地域防災リーダーとあるが、リーダーではないので「地域防災人材」等にしたほうがよいのではないか。（小山委員）	資料1-3のp.80、81のとおり、「地域防災を担う人材」に修正した。	環境管理課
14	岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（仮称）素案のp.60に「カーボン・オフセットの取組と推進」とあるが、クレジット関係の強化・推進をすすめて欲しい。（村雲委員）	ブロックチェーンなどデジタル技術を活用したJ-クレジット制度が2022年度から運用予定となっており、この新たな仕組みを踏まえた取組について検討し、強化・推進していく。	環境管理課
岐阜県地球温暖化防止基本条例の改正について			
15	改正条例案は、緩和と適応がセットになっていてわかりやすい。ただし、国のエネルギー政策を踏まえなければならないが、再生可能エネルギーについて県としてどのようなスタンスをとるのか。また、エネルギーの地産地消とあるが、計画との整合がうまくとれていないような気がする。（原田委員）	現行条例には再生可能エネルギーの優先利用や普及について記載があり、既に対策・施策を実施しているところではあるが、改正条例においては、再生可能エネルギーの優先利用や普及に加えて、地産地消を追加し、再生可能エネルギーの更なる普及を促進していく。計画においては、エネルギーの地産地消として、専門家の派遣やフォーラムの開催等により、市町村、住民及び地元事業者主導による地産地消型エネルギーシステムの構築を図ることを記載していたが、さらに、地域の再生可能エネルギー自給率最大化について、資料1-3のp.59のとおり、「地域の再生可能エネルギー自給率最大化や災害時のレジリエンス強化にも貢献する防災性の高い自立・分散型エネルギーシステム構築等の将来的な地域循環共生圏の形成への取組支援を検討」を追記した。	環境管理課 新産業・エネルギー振興課
16	森林吸収をもっと強調して記載されていてもいいのではないか。（杉山委員）	現行の「岐阜県地球温暖化防止基本条例」において、森林の吸収作用や森林の適切な保全・整備、県産材その他の森林資源の利用の推進について記載があるところ、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画を立てて推進していきます。さらに、本条例のほか、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」があり、森林吸収に関する記載があります。	環境管理課 恵みの森づくり推進課

		計画については、資料1-3のp.61、62のとおり、各主体による取組として、森林吸収源対策の取組の拡充、森林の働きの理解を追加し、県の施策として、「県産材住宅の建設など県産材の利用を推進」、「森林を守り育てる人材を育む「ぎふ木育」を推進」、「県主催の大規模なイベントは、環境に配慮し、カーボン・オフセットの実施を検討」を追加し、吸収部門における県の施策をより強調し記載した。	
17	改正の第十一章「地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等」について、地域のカーボン吸収量に係る考え方・算定の仕方が今後変更になる可能性もあるので、誰でもわかるように示してほしい。（村岡委員）	温室効果ガス排出量及び森林の二酸化炭素吸収量の考え方・算定方法は、岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会において温室効果ガス排出量の算定結果及び施策の実施状況を報告する際に示すとともに、県のホームページで公表し、いつでも県の考え方等を説明できるようにしておく。	環境管理課 恵みの森づくり 推進課
全体議論後の意見について			
18	生活協同組合では、2030年度に温室効果ガス40%削減を目標としている。県としての目標を組合員に知らせていくが、普通の主婦でもわかりやすい内容としてほしい。どういふことをすればCO ₂ が削減出来るか、家庭用の試算システムがあるとよい。（上林委員） (小林委員ご意見) 家庭用のシステムとして、エネチェンジというホームページがあるので参考にしてほしい。また、県民向けの簡単なパンフレットがあってもいい。ネットを見られない人もいるから紙媒体は必要であろう。	次期計画（案）業務部門の2030年度の中期目標としては、2013年度比48%、家庭部門は26%削減としており、温室効果ガスの削減の取組については、県民向けパンフレットの作成などにより、分かりやすく啓発していく。	環境管理課
19	県民に対する普及啓発は丁寧に行い、理解してもらうことが大事である。計画と条例の後、普及啓発に力を入れてほしい。（原田委員）	計画の策定と条例の改正後には、新たな計画、条例に基づいた取組の推進について普及啓発に力を入れていく。	環境管理課
20	進捗管理はどのように行うのか。また、普及啓発にはマインドの転換が重要である。（杉山委員） (事務局当日回答) 緩和策は年1回報告があり、進捗を管理している。適応策も緩和策に準じて行う。	岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会により年1回、進捗を報告、管理していく。また、普及啓発ではより良い行動を自発的に取れるように手助けするナッジを活用するなど、普及啓発の仕方も工夫していく。	環境管理課

(2) 事務局修正事項

	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	計画案修正箇所
1	記載なし	<u>再生可能エネルギー電力の共同購入に係る情報を発信し、実際の行動につながるよう促します。</u>	<事務局修正> 再生可能エネルギーの利用に係る施策の強化のため	資料1-3 第5章47ページ
2	記載なし	<u>今後さらなる成長が期待される環境ビジネスや、革新的環境イノベーション創出に対する支援策について検討します。</u>	<事務局修正> 革新的環境イノベーション創出に係る施策の検討を明示するため	資料1-3 第5章48、51ページ
3	県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、RE30やRE100といった再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めるなど、県自らが率先して温室効果ガス排出削減に資する取組を推進します。	<u>県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、2021年度から使用電力を再生可能エネルギーの使用割合が30%の電力に切り替え、2030年度には再生可能エネルギーの使用割合が100%の電力調達を目指す、県主催の大規模なイベントは環境に配慮し、カーボン・オフセットの実施を検討するなど、県自らが率先して温室効果ガス排出削減に資する取組を推進します。また、県有施設等の再生可能エネルギー比率の高い電力の調達や管下市町村の優良事例を県内企業や市町村などへ発信します。</u>	<事務局修正> 県自らの率先実行の記載の拡充と、その率先実行事例の活用を記載するため	資料1-3 第5章51ページ
4	記載なし	<u>説明会や個別指導により、管下市町村自らが率先して温室効果ガス排出削減に資する地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定への技術的な助言や人材育成等を支援します。</u>	<事務局修正> 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定に係る市町村への支援を明示するため	資料1-3 第5章51ページ
5	記載なし	<u>地球規模での環境課題を俯瞰しつつ、身近な環境の保全や地域資源の循環のための実践活動につなげていくため、SNSなどを効果的に活用し、県民、企業、環境関連団体、学校、行政など多様な主体を巻き込んだ県民運動を展開します。特に岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの活動を支援するとともに、市町村や環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等との連携を図り、共に地球温暖化防止の取組を進めます。学校や家庭、企業で行うことのできる環境に配慮した行動を説明した</u>	<事務局修正> 家庭部門の記載の拡充のため	資料1-3 第5章53、54ページ

		<p>副読本を配布するなど、自主的な行動を促す情報を積極的に発信します。その際には、環境にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする行動科学的手法(ナッジ)を用いて無理のない行動変容を促進します。再生可能エネルギー電力の共同購入や太陽光発電システムの導入方法に係る情報を発信し、実際の行動につながるよう促します。企業等の各主体が有する環境学習のリソースを最大限活用し、学校での環境学習や県民の主体的な学びを支援する役割を担う「環境学習コーディネーター(仮称)」を新たに設置します。環境学習に関わる各主体の指導人材を登録するとともに、実践的研修を開催して資質向上を行います。各種の環境関連情報をデータベース化するとともに、企業・環境関連団体・県・市町村が行う出前講座や体験プログラムのほか、教材、指導人材などの情報を一元的に集約・管理し、ワンストップでアクセスできる「環境学習ポータルサイト(仮称)」を新たに構築し、県民各層による主体的な環境学習の取組を支援します。「環境学習ポータルサイト(仮称)」において、環境副読本の説明等を動画やアニメーションなどデジタル技術を用いて楽しく・分かりやすく提供するとともに、環境保全活動や環境教育活動への参加申込ができるような仕組みを検討し、環境保全活動への参加を促進します。</p>		
6	記載なし	<p>高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせたZEHの普及促進策を検討します。</p>	<p><事務局修正> 家庭部門の記載の拡充のため</p>	<p>資料1-3 第5章54ページ</p>
7	記載なし	<p>次世代自動車は外部電源供給システムにより災害時の非常用電源として活用できることを踏まえ、県自ら積極的な導入を推進するため、警察・教育委員会を含めた県機関における公用車の更新のあり方を検討します。</p>	<p><事務局修正> 県の率先実行の記載の拡充のため</p>	<p>資料1-3 第5章57ページ</p>

8	記載なし	<u>県内の企業や団体、個人など多様な主体が連携する『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を活用し、脱炭素に関する様々な情報提供や会員間のマッチングなど、会員の先導的な脱炭素活動を支援するほか、県民や企業等の脱炭素への理解を醸成するため、シンポジウムやセミナーの開催などの普及啓発を展開します。</u>	<事務局修正> SDGsの取組の一部としての脱炭素に係る施策の記載の追加のため	資料1-3 第5章59ページ
9	記載なし	<u>市町村等の関係機関とも連携しながら、食品ロス削減の必要性やその手法について理解を深めるための消費者への普及啓発を実施します。また、食品ロス削減に向けて消費者の行動変容を促す具体的な施策について検討します。</u>	<事務局修正> 食品ロス削減の記載の追加のため	資料1-3 第5章60ページ
10	記載なし	<u>反すう家畜の消化管内発酵に起因するメタンの排出抑制技術について情報収集します。</u>	<事務局修正> 家畜由来のメタン排出抑制に係る施策の拡充のため	資料1-3 第5章60ページ
11	—	<u>第6章表6-1の影響評価「重大性」、「緊急性」、「確信度」の変更</u>	<事務局修正> 気候変動影響評価報告書（詳細）の公表により重大性、緊急性、確信度を見直したため	資料1-3 第6章69ページ
12	記載なし	<u>高水温の環境下にも適応できる種苗の育成方法等の検討や新たな魚種の選定、飼育試験等を進めます。</u>	<事務局修正> 第6次環境基本計画の記載事項と整合をとるため	資料1-3 第6章76ページ
13	記載なし	<u>災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図る「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村による立地適正化計画の策定を促進します。</u>	<事務局修正> 第6次環境基本計画の記載事項と整合をとるため	資料1-3 第6章80ページ
14	記載なし	<u>災害発生前から復興後の姿を描きつつ、単に地域を元の姿に戻すという「原形復旧」の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、被害の軽減を図ります。</u>	<事務局修正> 第6次環境基本計画の記載事項と整合をとるため	資料1-3 第6章80ページ
15	記載なし	<u>電気事業者等との連携を強化し、停電が長期化した際にも電源車や非常用発電機等の代替的な電源が迅速かつ</u>	<事務局修正> 第6次環境基本計画の記載	資料1-3 第6章84ページ

円滑に確保される仕組みを整備します。

事項と整合をとるため

ジ